



題字：若松 杏実さん（作成時：川内小学校6年）

第224号
令和2年2月1日

川内村議会事務局
TEL 0240-38-3803
FAX 0240-38-2116

〒 979-1292
双葉郡川内村
大字上川内字早渡11-24



▲改選後、初めての定例議会(令和元年12月)

目次

議会構成決まる	P 2
議員の議席が決定	P 3
令和元年度第5・6回臨時会	P 4
令和元年度12月定例議会	P 5
一般質問6議員登壇	P 8
川内村議会モニター募集	P 15
請願と陳情の方法	P 16

次の定例議会は、
3月に開催されます

お気軽に傍聴ください。(定員は30名です)

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。
議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。
帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。



井出 剛弘 議員

台風19号災害について

質 自然豊かな川内の里が台風19号の想像を超え

る大雨により村内にも大きな爪痕を残す大きな被害となりました。この災害の被害状況と今後の復旧について方針をお伺いします。

答 記録的な大雨をもたらした台風19号により、

本村では県内最大の442ミリメートルの雨量を観測し、公共施設や農地、農業施設、林道施設等に被害が発生しました。特に、2級河川が合流する箇所や河川未改修地域は、甚大な被害を被っております。

12月1日現在の被害状況は、

村道や普通河川の公共土木施設において80箇所、被害額が23億6,800万円、農地や農業施設は、649箇所14億7,000万円、林道施設は90箇所3億3,400万円の合わせて819箇所41億7,300万円の被害額となっております。その他、福島県管理の県道や2級河川は60箇所、被害額15億9,400万円となっております。また、農作物の被害状況については、収穫前の水稲・蕎麦・エゴマ・リンドウ等の圃場への土砂の流入があり、被害面積62・34ヘクタール、被害額1,859万円となっております。被災箇所の復旧は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法や農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく災害査定を受け、更に、令和元年11月1日付けで台風19号が激甚災害に指定され、同日公布・施行

されたため、災害復旧費補助金等の嵩上げ申請も行いながら復旧事業を進めていく予定であります。

災害査定につきましては、今月の2日から13日まで農業施設の第1次・第2次査定が実施されており、16日から20日まで林道施設の第3次査定、23日から27日までが公共土木施設の第7次査定が予定されております。また、来年の1月20日から24日まで、農業施設の第7次査定及び公共施設の第10次査定を受けて、全査定が終了となる見込みであります。査定完了後は、実設計書を作成し、県及び国の審査を経て、復旧工事を発注していくこととなりますが、災害復旧工事は、3年以内の復旧が原則でありますので、この期間内に全被災箇所の復旧を図ってまいります。

戸毛ノ森地区の残土置き場について

質 県道富岡大越線の戸毛ノ森地区において、以

前の災害でも土砂の流出により道路への被害があった箇所、今回も同様な被害が見られました。この原因は、村の残土捨場からの流出と思われるが、村では、この残土捨場について流出防止対策等も含めて現在どのような管理を行っているのかお伺いします。

答 この残土置き場は、村有林の一部であり、平成25年度県道富岡大越線拡幅工事に伴う残土場として使用し、以後は福島県が発注する2級河川堆砂除去工事に伴う、残土場として使用してきたものであります。今回の台風19号により、富岡大越線上に土砂が流入し一時期通行止めとなりましたが、土砂流入の原因が、この残土場からの流入によるものご指摘でございますが、後日調査した結果、この箇所から50mほど田村市側へ上った、右側法面も崩落していることが確認されております。県道に流入した土砂はこの法面崩落によるものと、残土場からの一部崩落によるものと

県道富岡大越線の戸毛ノ森地区において、以

ここが聞きたい

議員6名が登場

ここが聞きたい

議員6名が登壇

への流入と確認されており、道路管理者である福島県と協議し、残土場からの流出防止対策を早急に進め2次災害等が発生しないよう進めてまいります。なお、流失防止対策工事等が終了しない期間及び今後の残土場として使用することは見合わせることにいたします。



坪井 利之 議員

洪水災害対策について

質 台風19号による村内の洪水被害は想定を上回る雨量により引き起こされており避難場所への避難経路など様々な問題点が浮き彫りにされたと思えます。今後、世界的な温暖化に伴い大雨による洪水被害が想定されるなか、川内村においても村内主要河川が大雨により氾濫した場合の浸水する範囲や深さの予想、避難場所、避難経路の危険箇所や土砂災害の危険区域などを表示した洪水被害に特化した洪水ハザードマップの作成と、洪水になった場合の避難訓練等も必要と考えますが村の対応を伺います。

お尋ねの「洪水ハザードマップの作成について」であります。今年3月に作成した防災

答

洪水災害対策についてありますが、台風19号の接近に伴い10月12日には、440ミリ余りという凄まじい雨量を観測したところであり、特に16時から22時までの6時間の間に、時間雨量50ミリ前後の豪雨が集中し、これにより河川が増水し、各地区で住宅等の浸水被害をもたらしたと推測しております。

マップには「土砂災害警戒区域」や「日山ため池決壊時の浸水想定区域」等が記(しる)されておりますが、河川の氾濫による浸水区域等は記載されておりません。この浸水想定区域は、水防法に基づき国土交通省及び都道府県知事が指定した河川に、浸水想定区域が指定された場合、市町村は「ハザードマップ等により、必要な措置を講じなければならない」とされており、村内の主要河川には、浸水想定区域の指定がないことから、想定区域の掲載をしておりませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、洪水の発生を想定した避難訓練等の実施についてありますが、この度の大雨では、村民の安全確保のため、早い段階から避難所を開設しております。避難訓練の実施につきましては、この災害を教訓に、各関係機関と協議しながら検討して参りたいと考えております。

質 醸造施設整備事業について、今年当初予算の主要な事業に醸造施設整備事業として5億3千20万円の予算が計上されておりますが、福島再生加速化交付金の交付を受けるため数々の課題が指摘され、その課題について精査中との事でしたが現在の進捗状況を伺います。

答 醸造施設整備事業についてでございますが、この件につきましては、令和元年第3回定例議会にて答弁したとおり、福島再生加速化交付金を活用すべく、国及び県から指摘のあった事項について、官民合同チームの支援を受け、収支計画、販路先開拓等、ワイン事業を成り立たせていくためのシミュレーションを整理してきており、これまで、県や国(東北農政局)に説明をできております。今後、関係機関と相談しながら整理を進め、令和2年の1月に本申請、今春の事業採択を目指し事務を進めているところであります。



久保田裕樹 議員

台風19号被害の対応について

質

甚大な被害を受けたこの度の災害に対し、今後の対応を伺いたい。

答

台風19号による災害復旧につきましては、井出剛弘議員への答弁の通り復旧を進めてまいります。農地災害復旧について説明をさせていただきます。農地の災害は、土砂堆積、耕土流出、用排水路決壊や堆砂等の被害であり、その復旧工事は、被害額により3つに区分されます。まず、被害額が40万円以上は、農地災害復旧工事として、13万円以上40万円未満は、小災害復旧工事として、村が事業主体で復旧してまいり

ます。ただし、どちらの災害復旧工事につきましても、条例に基づくと分担金が発生することになります。査定終了後、農地所有者に対して、復旧工事についての意向確認と分担金額を通知する予定ですが、分担金額につきましては、復旧工事費の数パーセントになる見込みです。

また、13万円未満の農地災害については、自己復旧を進めて頂くこととなりますが、多面的な付金事業や直接支払制度等を活用した、集落単位での復旧も認められております。農家にとって一番の心配事が来年の作付けでありますので、情報提供と早急な農地災害復旧を図ってまいります。

延長保育及び土曜日の実施について

質

ひとり親世帯移住促進に伴い、移住者が増え

つつある現在、繁忙期及び残業により、移住者並びに先住者からも保育時間の延長と土曜日の実施が望まれているが、対応を伺いたい。

答

延長保育及び土曜日の実施については、でありますが、現在の、かわうち保育園の開園日は同保育園管理規則に基づいて、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除いて開園しております。その保育時間は同管理規則により1日につき11時間を原則としていることから、7時15分から18時15分に設定しております。

現在の利用状況は、本規定内の運用でほぼ収まっております。土曜日の保育については利用者数が少なく、年間を通して0〜2名程度で推移している状況ですので、要望があれば個々具體の状況を伺って検討してまいりたいと考えております。



井出 茂 議員

次期村長選の出馬について

質

村長の任期が来年4月をもって任期満了を迎えます。そこで、次期村長選出馬の意向をお伺いいたします。

答

平成28年4月、村民の皆様から川内村の復興とこの先にある新たな村づくりという大変重い負託を受け、4期目を担わせていただいたことから3年8ヶ月が過ぎたところであります。私は、自らの政治理念「一歩踏み出せば奇跡は起こる」、「期限のない夢は叶わない」を村政運営の基本とし、国や県への要望や東京電力との交渉、村内への情報発信など、大胆かつきめ細かい施策を、村民や川内村

ここが聞きたい

議員6名が登場

ここが聞きたい 議員6名が登場

に思いを寄せてくださる方々の協力を得ながら誠心誠意、村政運営に努めてまいりました。その結果、小中一貫義務教育学校の推進、工業団地の整備と企業誘致、室内温泉プール整備、ワインと生食用ぶどう栽培、ライセンサーや野菜生産者グループ立ち上げ、町分地区住環境整備など、ふるさと川内村の復興と帰還促進が進んでいると実感できる場面が増えてまいりました。お陰様でこの4年間で帰村率が62%から80%に伸びております。あらためて村民と議員の皆様にご感謝申し上げます。その一方で、急激な人口減少と超少子高齢化、復興の反動減など、厳しい現実を突きつけられています。することも事実であり、依然として課題は山積しております。復興と地方創生、与えられた使命は、非常に困難を伴い長い戦いになると考えております。そし

て今年、村制施行130周年を迎えた川内村、幾多の困難に立ち向かい、現在の繁栄を築いていただいた先人たちのDNAをしっかりと受け継ぎ、新しい時代を切り拓くため「誇り」と「情熱」を持って、一つ一つの課題を解決し、一日も早く被災地からの脱却を図り、子供たちや若い人たちにとって可能性のある村にしていかなければなりません。村に残る田舎の原風景や自然の恵み、本村にしっかりと息づいている地域の絆など、村の宝である「人と豊かな自然」を次世代へ着実に引き継ぎ、村に潜在する魅力を磨き上げ交流人口、更には定住人口を増やし、農業や新たな産業により活力を高め、「新生かわうち」を創造していききたいと考えています。そのため、私は来春の村長選挙におきまして、あらためて村民の皆様から御負託をいただける

のであれば、初心に帰り、ゆるぎない信念の下、引き続きその任を尽くしてまいりたいと考えて、村長選挙に立候補する意志を固め、村民皆様のご期待にこたえてまいることとしました。

義務教育学校建設について

質 教育環境の整備については、持続可能な地域構築の要と位置づけられているプロジェクトであります。そこで次の点についてお伺いします。

- ①台風19号の影響は受けなかったか。
- ②工事が始まりまだ間もない状況ではありますが、進捗状況は予定通り進んでいるのか。
- ③建設工事に関連して地元業者への発注があるのか。

答

川内村義務教育学校整備工事は、令和元年7

月19日契約締結のご決議を頂き、株式会社奥村組が中心となり下請け10業者と工事を進めております。着工後4か月が経過しましたが、その間、台風19号

による災害も心配されましたが、特に現場内では被害もなく工事は予定通り進んでおります。

工事は、中学校増築工事と認定こども園新築工事及び小学校改修工事の3つに区分して進めており、中学校増築工事の進捗率が12月1日現在13パーセント、認定こども園が14パーセントで、どちらの工事も現在は基礎コンクリートを施工中で、計画工程通りに進んでおります。また、小学校の既存校舎の改修は、令和2年3月に小学校機能を中学校に移転した後に着工予定であり、現在はその準備を進めているところであります。また、この工事に関連した地元業者への発注につきましては、土木工事一式を村内業者が下請負契約を締結し、工事を進めているところであります。



義務教育学校建設に伴い、中学校・認定こども園の施設の再利用について

質

公共施設の利活用については、川内村公用施設等利活用方針検討委員会が設置され、毎月会議が開催され議論がなされていると思われませんが、現在の検討内容など発表出来る範囲でお聞かせ下さい。

答

義務教育学校建設に伴い、中学校・認定こども園の施設の再利用についても園の施設の再利用についてありますが、本年第1回定例会において、井出剛弘議員から川内小中学園が開校した後、中学校及び保育園の施設の活用をどのように考えているのか、また、今年第3回定例会においては、佐久間武雄議員から役場庁舎建設についてご質問があり、川内村公用施設等利活用方針検討委員会を設置して検討していることを答弁させていただいて

おりましたが、去る12月9日、検討委員会から答申書が提出されました。答申書では、廃校となる川内中学校施設を改築して役場機能とコミュニティセンター機能を移転することが適当であるとし、かわうち保育園については、大智学園高等学校が利活用の意向を持っており、学園側の利活用計画の内容によって判断することなどが答申されたところであります。今後、答申書を尊重し整備計画策定や基本設計を行ってまいりたいと考えております。



新妻 幸子 議員

かわうちワイン株式会社について

質

かわうちワイン株式会社について伺います。
①村としての目的は中山間地域における自然環境型経済再生の確立
②都市と中山間地域を結ぶ都市から人と力ネを呼び込める事業の確立
③世界に通用する一流のワインを造る
④ワインと風土に合う関連体験型事業の運営、生ハム作り、星空観察を旨指して多くの方々により、あの石カラ山を耕し、現在ぶどう畑がすばらしい景観として育っています。

地域住民の希望と夢の実現が道半ばである現在、10月30日の株主総会において村は66%の出資、75株のうち50の持ち株による説明のもと数名の役員の交代がありました。この件につき村民に対し納得のいく説明が必要です。村長の答弁を求めます。

令和元年第2回、第3回の定例会において答弁させていただいておりましたが、改めまして現在進めておりますワイン事業についてご説明させていただきます。

地元での施設において地元産のブドウからワインを作るとい事は地方創生そのものであり、また、新たな産業が創出されることで雇用の場の創出、そのことで帰還促進も期待されるものであります。また、今後、醸造施設を整備することで、将来は、多くの家族連れや滞在型の観光客が訪れる等、地域の拠点となることを目指してまいります。

答

新妻議員の通告にある村としての目的については、平成30年第2回定例会、

さて、その株主総会において議決された会社役員交代についてのご質問であります、

ここが聞きたい

議員6名が登壇

ここが聞きたい

議員6名が登場

社役員の交代につきましては、令和元年第3回定例会での答弁のとおり、一義的にはかわうちワイン株式会社内部の問題であると承知しておりますが、今回の役員交代につき御説明させていただきますと、8月から会社（かわうちワイン㈱）は新たな事業年（第3期）に入り、ワイン事業も醸造に向けた次のステージに入っていくこと、また今回、会社の役員交代の時期であったこともあり、会社の運営も新たな体制で進めていこうと役員の交代があったものと承知しております。詳細は会社内部の問題でありますのでこの場では控えると思っております。ただし、村は会社株主としての責任もございませぬので、地域の皆様にご理解をいただけるよう、会社の事業をしっかりと進めてまいります。



佐久間武雄 議員

台風19号による災害対策について

質

台風19号により川内村全域において甚大な災害となりました。今回の台風は川内村が県内一の440ミリメートルの雨量を記録し、兩台風となり木戸川を中心に各河川の決壊、氾濫により住宅の損壊、床上、床下浸水、農業施設、農地等への浸水、土砂流入により大きな被害を招いたのであると思っております。以前にも質問しましたが、台風により災害を受ける箇所が毎回同じ場所であること、今回は同じ所で被害も大きくなっている現状を踏まえ村としてどのような対策のもと、災

害復旧を進めていくのか、村長にお伺いします。

答

台風19号の被害は、井出剛弘議員の答弁でもお答えしたように、平成元年以来の甚大な災害を被りました。議員ご心配のとおり、どの災害でも概ね同じ箇所が被災し、加えてその規模も拡大している現状です。特に、2級河川が合流する柿ノ内地区、河川未改修箇所の平梨地区や2級河川と普通河川が合流する牛淵地区等は平成元年にも大きな被害があった箇所であります。

今後の復旧工事は、2級河川や県道は福島県が、普通河川や村道等は川内村が公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく災害査定を受けて復旧工事を実施していくこととなりますが、この法律に基づく復旧工事は、原形復旧が基本となります。また、台風19号は、激甚法に基づく指定も受けており、高率補助を受けて復旧が可能であるため、今回の復旧工事についても、国庫負担法に基づく「災

害復旧事業」を申請し復旧を進めてまいります。また、先ほどの災害常襲地は、同じ災害を繰り返さないため、局部的に一定計画のもと、改良を加えて復旧する「災害関連事業」等の採択を受けて復旧するよう福島県に強く要望してまいります。また、災害復旧工事や災害関連事業等が進められていく過程においても、河川の堆砂除去の要望を引き続き要望するとともに、堆砂除去に伴う残土捨場の確保を図りながら、堆砂土撤去事業がスムーズに実施できる環境も併せて整備して行きたいと考えております。



